

様式第六十六号（第百三十九条関係）（平26農水令58・全改、令元農水令10・令2農水令83
・一部改正）

許可番号						
	動物用医療機器修理業許可証					
氏名又は名称						
事業所の名称及び所在地						
修理区分						
許可の有効期間	年	月	日から	年	月	日まで
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40 条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であるこ とを証する。						
	年	月	日			
	農林水産大臣			氏	名	

（日本産業規格 A 4）